

しもかわ農業委員会だより

発行…下川町農業委員会
第五七号
令和七年七月一日

全国会長大会参加レポート

令和7年5月28日～30日の日程で、全国農業委員会会長大会が東京で開催されました。下川町からは及川会長が参加しましたので、参加レポートを掲載します。



下川町農業委員会
会長 及川 幸雄

2泊3日の日程で全国農業委員会会長大会及び北海道選出国会議員要請集会に参加してきました。

- ①改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案
- ②地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議
- ③情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議

④令和7年度全国農業委員会会長大会実行運動計画

の4議案が提案され原案とおり承認・決議されました。

決議の中で、地元選出の国会議員への要請行動もあったため、私たちは北海道選出国会議員への要請集会を実施し、

1 再生可能とする適正価格の構築と早期実現

2 新規就農者に対する農地バンクが有する研修機能の活用と育成・確保の為の支援などを含め5項目の農業政策・

予算に関する要望書を提出してきました。

今年に入り、水田活用の直接支払交付金の見直しや今後5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める方針と特別枠の予算



が決定されてきました。地域計画の取りまとめ結果ではこの先10年で農地の30%が受け皿のないことが判明したほか、米価高騰と農林水産大臣の交代など、これまでにないほど国の農政が流動化している最中での大会、要請集会でありました。

全国農業新聞を購読しよう！

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

毎週金曜日発行で、経営とくらしに役立つ一週間分の情報をわかりやすいよう解説的にまとめています。

■購読料 月額700円（送料、税込）
お申し込みは、農業委員会事務局まで。

※令和8年4月より購読料が変わります。
紙版…月額700円 ↓ 月額900円
電子版…月額500円 ↓ 月額700円



農地の権利移動で、 農地中間管理が始まりました

下川町では、令和7年3月31日に、「地域計画」の策定作業が完了し、4月1日から農地の権利移動は、農地中間管理機構※を経由した仕組みで実施となっています。

従前は農用地利用集積計画で行っており、通常は農業委員会総会翌日に決定していました。しかし、法改正により「農用地利用集積等促進計画」の作成に変更となり、これを農地中間管理機構が担うことで、5〜10日程度、決定処理に日数を要しています。

農地の売買、賃貸借を希望する場合は、期間に余裕を持つての相談をお願いします。

※農地中間管理機構とは：

通称「農地バンク」といい、都道府県などが出

資して組織された法人で、

北海道では、「北海道農業公社」が指定されています。

主な役割は、農地の貸借を円滑に進め、農地の有効利用と農業経営の効率化を図ることです。

このため、農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消、新規就

農者の支援などを主な業務としています。



農業者年金加入に伴う 国民年金の制度について

農業者年金に加入するためには、その前提として、「国民年金」と「付加年金」に加入していることが要件となっています。

また、国民年金は10年以上の加入期間がないと年金の支給を受けることができません。加入期間が足りない場合は、支給要件を満たすことや年金額を増やすことを目的とする「任意加入制度」を活用する方法があります。

●任意加入制度

任意加入とは、国民年金の保険料納付済期間が40年に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

ただし、加入できる期間の上限は、480月で、年金の「未納」「未加入」「免除」期間の月数により異なります。

令和4年5月1日から農業者年金は、65歳まで加入することが可能になっていますが、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者のみとなっています。

なお、60歳以降に農業者年金に加入する場合は、通常加入のみとなります。

●付加年金

国民年金の加入者は、国民年金保険料に上乗せして月額400円の付加保険料を納付することで、将来の老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。

この制度は、将来年金として受給

するときに付加年金として加算され、「200円×保険料納付月数」で受給することができます。つまり、2年で支払保険料のものが取れる大変お得な制度となっています。

●国民年金の受給額

国民年金は、40年間の保険料納付で、令和7年度の年額で約83万円となります。受給最低加入期間10年間での受給額は年額約19万円となっています。40年間の加入期間がない方は、老後生活の安定のためにも任意加入をすることをおすすめいたします。

農業者年金の制度は、国民年金のみでは賄えない生活費を補填するための2階建部分の年金制度です。



令和6年度の 農業委員会業務概要

令和6年度に農業委員会において取扱いした農地法・農業経営基盤強化促進法の権利設定状況についてお知らせします。

農地法に基づく所掌事務

区 分			件数	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
3 条	所有権	有 償	－	－	－	－
		無 償	2	6,110.00	26,023.00	32,133.00
	賃 貸 借		6	79,851.00	179,588.00	259,439.00
	使 用 賃 借		3	81,307.00	692,374.00	773,681.00
	小 計		11	167,268.00	897,985.00	1,065,253.00
4 条による農地転用			－	－	－	－
5 条による農地転用			－	－	－	－
小 計			－	－	－	－
18条による賃貸借合意解約			3	61,015.00	93,388.00	154,403.00
合 計			14	228,283.00	991,373.00	1,219,656.00

農業経営基盤強化促進法に基づく所掌事務

区 分			件数	田(㎡)	畑(㎡)	計(㎡)
所 有 権 移 転			13	183,732.88	1,080,116.00	1,263,848.88
賃 貸 借			33	184,945.86	5,526,598.71	5,711,544.57
合 計			46	368,678.74	6,606,714.71	6,975,393.45

現在、下川町でも「デジタル技術導入事業」として、補助率二分の一の事業があります。今後導入を検討する方は、役場産業振興課農業振興係、または北はるか農協下川支所までご相談ください。

労働力不足、高齢化、後継者不足などの課題を、IoT、AI、ドローンなどの技術を農業に活用することで、効率化、省力化、高品質生産、持続可能な農業を実現する将来性のある分野です。

スマート農業用の機器を導入には高額な費用が発生することがデメリットの一つとなっています。

農業者の減少や高齢化など、農業を取り巻く環境変化に対応するため、スマート農業技術の活用を促進し、生産性向上を図るため、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」が、令和6年10月から施行されています。

スマート農業は、現在課題となっています。



スマート農業について

畑地化促進事業のQ&A

畑地化促進事業は、水田を畑地化して畑作物の定着等を図る取組に対し、一定期間（5年間）の伴走支援を措置する事業になります。

Q 地目の変更が必要か？

A 地目の変更を求めるものではありません。

Q 取組後6年目の作付けは？

A 特に制限はありません。

Q 高収益作物から畑作物への変更は？

A 畑作物定着促進支援への変更はできません。畑作物から高収益作物は可能です。

Q 途中で耕作者が変更された場合は？

A 残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することになります。

Q 地力増進作物は交付対象か？

A 交付対象は販売を目的とした作物なので、地力増進作物は対象となりません。地力作物の作付け自体は可能ですが、その作付けを除き5年間の販売作物の作付けが必要です。

食料・農業・農村基本計画が 閣議決定されました

「食料・農業・農村基本計画」は、日本の食料、農業、農村に関する施策の基本的な方向性を示す重要な計画です。令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、令和7年4月11日に新たな基本計画が閣議決定されました。

新たな基本計画は、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を5年間としています。
この新たな基本計画では、「7つの具体的な施策」が掲げられています。

1 我が国の食料供給

＊生産性向上に寄与する食料自給率の確保
＊水田政策の見直しやスマート農業技術などの導入

2 輸出の促進

＊農林水産物の輸出拡大を通じて、「海外から稼ぐ力」の強化による食料供給能力の確保

3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

＊各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」の構築
＊合理的な費用を考慮した価格形成

4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

＊食料供給の各段階における環境負荷の低

減

＊脱炭素化・生産性向上・地域経済の活性化を同時に実現する持続可能な食と農を目指す「みどりGX推進プラン」の策定

5 農村の振興

＊総合的な農村振興のための「地方みらい共創戦略」の策定
＊農泊などの内発型事業創出と生活インフラの確保

6 国民理解の醸成

＊消費者の生産などの実態の理解
＊食料・農業・農村に対する消費者のさらなる理解

7 自然災害への対応

＊自然災害への備えとして、初動対応の迅速化を含む災害対応の体制強化

これらの項目は、食料・農業・農村を取り巻く様々な課題に対応し、将来にわたって安定した食料供給と持続可能な農業・農村を実現するための羅針盤となります。

農業委員会の総会は、

毎月25日前後に開催します

農業委員会の総会は、毎月25日前後で開催を予定しておりますので、総会での審議を必要とされる方は、当該の月の概ね10日までに農業委員会事務局に申請書などを提出ください。

編集後記

田園風景を眺めて、自然が一杯で良いと思う人はきっと多いことでしょう。

しかし、農地は「自然」ではなく、開墾や水路整備など、先祖代々多くの人々の労力で作られた人工物であり、農産物生産のための公共的インフラです。

周りの雑草や樹木の伐採、畔や水路の修繕、排水改良や除礫、そして作物を植えて収穫し、翌年即使える状態にしています。

このように維持には膨大な労力が必要で、放置すればいとも簡単に雑草や樹木に覆われてしまい、復元には莫大な費用がかかることとなります。

農家は特段意識せずに当たり前に使って営農しているかも知れませんが、改めて農地と営農技術は先祖からのかけがえのない財産と認識し、長期的な視点で後世に引き継ぐ責任がありますね。

(吉田 公司)

編集委員

谷口 真帆
吉田 公司
品地 一彰

「農業委員会だより」
は下川Webサイトで
も公開しています。

